三　申請書の提出後、住居の移転等やむを得ない理由により受験地を変更しようとする者は、申請書を提出した当該地方航空局へ受験地変更願いを平成23年４月25日（水）までに提出すること。

5　学科試験受験手数料

一　第１項第一号から第三号に掲げる技能証明等に係る学科試験を受験しようとする者は、5,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

二　第１項第四号に掲げる航空英語能力証明に係る学科試験を受験しようとする者は、22,600円の収入印紙を納付書に貼付し、納付すること。

6　英語による学科試験は東京都において、以下の資格及び科目について実施する。

一　定期運送用操縦士（法規）

二　計器飛行証明（計器飛行一般）

7　学科試験の詳細については、受験票送付の際に通知する。

8　実地試験の期日、場所その他必要な事項については、学科試験合格者に対し別途通知する。

平成24年一級建築士試験の施行について

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成24年一級建築士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の２第１項に規定する中央指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

平成24年４月２日

国土交通大臣　前田　武志

1　試験日及び時間

⑴　「学科の試験」

平成24年７月22日（日）

学科Ⅰ（計画）及び学科Ⅱ（環境・設備）

９：45～11：45（２時間）

学科Ⅲ（法規）

12：55～14：40（１時間45分）

学科Ⅳ（構造）及び学科Ⅴ（施工）

15：10～17：55（２時間45分）

⑵　「設計製図の試験」

平成24年10月14日（日）

11：00～17：30（６時間30分）

2　試験地

⑴　「学科の試験」の試験地は、受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表１のとおりとする。

⑵　「設計製図の試験」の試験地は、受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表２のとおりとする。

3　受験申込手続

⑴　インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成15年以降に一級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

１）受験申込受付期間及び時間

㈠　期間　平成24年４月16日（月）から平成24年４月26日（木）まで

㈡　時間　受付開始日の午前10時から受付終了日の午後４時まで

２）受験申込方法

センターのホームページ（http://www.jaeic.jp/）において、必要な事項を入力し申込むこと。

⑵　受付場所における受験申込

１）受験申込受付期間及び時間

㈠　期間　平成24年５月７日（月）から平成24年５月14日（月）まで

㈡　時間　午前10時から午後５時まで

２）受験申込書の受付地　受験者の受験申込時における住所地の都道府県により別表３のとおりとする。なお、受付場所は、住所地の都道府県ごとに設立されている社団法人の建築士会（以下「都道府県建築士会」という。）又は同会の指定する場所。

３）受験申込方法　受験申込書を、２）の場所に直接提出すること。

ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り郵送を認める。この場合には、所要の郵便切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を同封した書留速達によることとし、申込受付最終日までの消印がなければならない。

4　試験地の変更　試験地の変更は、原則として認めない。

ただし、転勤等のやむを得ない事情があり、かつ、「学科の試験」については、平成24年６月22日（金）までに、「設計製図の試験」については、平成24年９月６日（木）までにセンターあてに文書で申請し、その承認を受けた者に限り試験地の変更を認めることとし、新試験地は、変更後の住所地の都道府県により、「学科の試験」については別表１、「設計製図の試験」については別表２のとおりとする。

5　合格者の発表及び合否の通知　平成24年12月20日（木）（予定）。なお、「学科の試験」については、平成24年９月４日（火）（予定）。合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

6　合格基準点等の公表　合格者の発表の際に、国土交通大臣の定めた合格基準点等をセンターの本部及び支部等に掲示等を行う。

7　その他

⑴　設計製図の課題は、平成24年７月20日（金）ごろ、センターの本部・支部及び都道府県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。

⑵　受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

別表１　「学科の試験」の試験地

都道府県名	試験地
北海道（網走支庁、釧路支庁、十勝支庁及び根室支庁の管轄区域）	北見市
北海道（上記以外の各支庁の管轄区域）	札幌市
青　森	青森市
岩　手	盛岡市
宮　城	仙台市
秋　田	秋田市
山　形	山形市
福　島	郡山市
茨　城	水戸市
栃　木	宇都宮市
群　馬	高崎市
埼　玉	上尾市
埼　玉	朝霞市
埼　玉	行田市
千　葉	習志野市
東　京	東京都
神奈川	川崎市
神奈川	横浜市
山　梨	甲府市
長　野	松本市
新　潟	新潟市
富　山	富山市
石　川	野々市市
福　井	福井市
岐　阜	岐阜市
静　岡	静岡市
愛　知	春日井市
三　重	津　市
滋　賀	草津市
京　都	京都市
大　阪	大阪市
大　阪	吹田市
兵　庫	神戸市
奈　良	北葛城郡広陵町
和歌山	和歌山市
鳥　取	倉吉市
島　根	松江市
岡　山	岡山市
広　島	広島市
山　口	山口市
徳　島	徳島市
香　川	高松市
愛　媛	松山市
高　知	高知市
福　岡	福岡市
佐　賀	佐賀市
長　崎	長崎市
熊　本	熊本市
大　分	大分市
宮　崎	宮崎市
鹿児島	鹿児島市
沖　縄	中頭郡西原町

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、試験会場等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

別表２　「設計製図の試験」の試験地

都道府県名	試験地
北海道	札幌市
青　森	青森市
岩　手	盛岡市
宮　城	仙台市
秋　田	秋田市
山　形	山形市
福　島	郡山市